

青森県報

第二千二百六十号

平成十五年
十二月三日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 保安林の指定解除……………(同) ……二
- 保安林の指定施設要件の変更予定……………(同) ……三

公 告

- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……三
- 特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧……………(漁港漁場整備課) ……三
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(鯔ヶ沢県土整備事務所) ……四
- 出先機関……………(農林水産所) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(農林水産所) ……五
- 公安委員会……………(公安委員会) ……五

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則……………(企画課) ……五

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する……………(企画課) ……五

る規則の一部を改正する規則……………(同) ……六

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………(建築住宅課) ……六

告 示

青森県告示第七百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
佐藤歯科医院	青森市本町一丁目四の二五	平成一四・五・一〇
ひらの薬局	南津軽郡藤崎町大字葛野字前田六一の五	一五・九・三〇
北美調剤薬局	黒石市北美町一丁目六〇	一五・九・一四
こおり耳鼻咽喉科医院	三沢市幸町一丁目三の二五	一五・九・三
せきや歯科医院	北津軽郡金木町大字金木字菅原八二	一五・一〇・一
福原循環器内科クリニック	弘前市大字上鞘師町一七の三	一五・九・三〇
山田産婦人科医院	青森市中央一丁目一五の二	一四・四・三〇
トス・クリニツク	青森市桂木四丁目三の一五	一五・一〇・三

青森県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ふじた脳神経ク リニツク 矯正歯科じん歯 科クリニツク	むつ市中央二丁目五の五 弘前市大字大町二丁目一〇の三	平成一五・一 一五・二・二五

青森県告示第七百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休止年月日
吉川医院 雪田内科小児科 医院	北津軽郡金木町大字嘉瀬字雲雀野二四二 青森市佃二丁目三の二八	平成一五・一 一五・二・八

青森県告示第七百六十四号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字種里町字大柳一四二の五六・一四二の七〇・一四二の七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）（一四二の一から一四二の三一まで、一四二の三三から一四二の五〇まで、一四二の五二から一四二の五五まで、一四二の五七、一四二の五九から一四二の六八まで、一四二の七一、一四二の七三、一四二の七四、一四二の七六、一四二の七七、一四二の七九から一四二の八三まで、一四二の八五から一四二の九三まで、一四二の九六から一四二の一〇〇まで

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

三戸郡福地村大字福田字堀切一三の三〇・一三の三一・字大沢一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 保安林解除の理由
土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び福地村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百六十六号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北津軽郡金木町大字中柏木字不動野二の一から二の六まで、二の八から二の七四まで、二の七六から二の一三三まで、二の一三五、二の一三八から二の一七〇まで、二の一七二から二の二一七まで、二の二二〇、二の二二二から二の二二五、二の二二七、二の二二八、二の二二〇、二の二二二から二の二二七まで、二の二三〇から二の二三三まで、二の二三四、二の二三五、二の二三七、二の二三八、二の二四五から二の二五三まで、字鑛石一三二の一、一三二の二、大字川倉字大倉岳一の一、一の二〇から一の四〇九まで、一の四一、一の四三から一の四一九まで、一の四三八、一の四三九

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び金木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例(平成十年十月青森県条例第四十六号)第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
エルムの街ショッピングセンター	五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一	物品販売業店舗	平成一五・二・二五

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平川土地改良区の定款の変更を平成十五年十一月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月三日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第十項の規定により、

事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成十五年十一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年十二月三日

中南地方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	石岡 政憲	弘前市大字小比内二丁目一三の二	平成十五年九月就任
"	小田桐 義文	大字撫牛子五丁目三の八	"
"	外崎 栄三	大字外崎二丁目六の五	"
"	一戸 登	大字新里字中平岡六六	"
"	相馬 正広	大字福村字福富五〇の一	"
"	相馬 浩	大字境関字亥ノ宮六三の四	"
"	福士 昭一	大字新里字西里見七四	"
"	一戸 勝男	字中樋田二八の六	"
"	相馬 武城	大字境関字富岳二〇	"
"	相馬 満永	大字福村字堀合九二の四	"
監事	中川 雄蔵	大字高田一丁目一の四	"
"	一戸 豊秋	大字新里字東平岡二の一	"
"	阿保 敏秋	大字境関字富岳五〇の一	"
理事	石岡 政憲	大字小比内二丁目一三の二	平成十五年九月退任

"	小田桐 義文	大字撫牛子五丁目三の八	"
"	外崎 栄三	大字外崎二丁目六の五	"
"	一戸 登	大字新里字中平岡六六	"
"	相馬 正広	大字福村字福富五〇の一	"
"	相馬 浩	大字境関字亥ノ宮六三の四	"
"	福士 昭一	大字新里字西里見七四	"
"	一戸 正	字東里見五二の二	"
"	福島 侑一	大字福村字福富一八の一	"
"	長尾 勝雄	大字福田字花岡四五の一	"
"	中川 雄蔵	大字高田一丁目一の四	"
"	一戸 豊秋	大字新里字東平岡二の一	"
"	相馬 武城	大字境関字富岳二〇	"

公 安 委 員 会

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月三日

青森県公安委員会委員長 榑 引 貞

青森県公安委員会規則第九号

青森県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会文書管理規則（平成十三年六月青森県公安委員会規則第十一号）

の一部を次のように改正する。

第七条の表中「永年」を「三十年」に改める。

附 則

（施行期日）

一 この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

二 この規則の施行の際現に改正前の第七条の規定により保存期間が永年とされている

る行政文書は、改正後の第七条の規定により保存期間が三十年と定められた行政文書とみなす。この場合において、保存期間の起算日の属する年が昭和四十八年以前である行政文書（会計年度により管理している行政文書にあつては、保存期間の起算日の属する年が昭和四十八年度以前である行政文書）の保存期間は、平成十六年十二月三十一日まで延長されたものとみなす。

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月三日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第十号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「大野交番」を「みなみ交番」に改め、同表中

八戸市吹上二丁目二番六号

八戸市堀端町三番地一三

に改める。

附 則

この規則は、平成十五年十二月九日から施行する。ただし、改正規定中「大野交番」を「みなみ交番」に改める部分は平成十五年十二月二十四日から施行する。

雑

報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

平成十五年十月十九日実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

合格者は五十問中三十五問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中三十問以上正解の者とする。

平成十五年十二月三日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 小 田 邦 久

受験番号	氏名	受験番号	氏名
〇二〇一〇一六	白濱 恵美子	〇二〇一〇一六	鈴木 功
〇二〇一〇三七	出川 仁士	〇二〇一〇三三	中村 尚
〇二〇一〇四四	一方井 亘	〇二〇一〇三四	柿本 拓
〇二〇一〇四五	長谷川 泰典	〇二〇一〇三六	岩崎 雄一郎
〇二〇一〇五四	田村 龍裕	〇二〇一〇三九	上澤 美幸
〇二〇一〇五九	木村 義朗	〇二〇一〇六五	田中 沙奈枝
〇二〇一〇六八	小野 正人	〇二〇一〇八二	石田 淑子
〇二〇一〇八五	西村 哲明	〇二〇一〇九二	三浦 博
〇二〇一〇九八	櫻庭 均	〇二〇一〇一〇	原田 徹
〇二〇一一〇一	乗田 宣明	〇二〇一〇一一	佐々木 沙江子
〇二〇一一二五	秋濱 雅明	〇二〇一〇一二	下佐 修
〇二〇一一二九	山 上 一	〇二〇一〇一九	田高 仁志
〇二〇一一三五	沼山 由美子	〇二〇一〇二〇	那須野 新一
〇二〇一一三七	高杉 彦	〇二〇一〇二四	橋下 正和
〇二〇一一三八	中野 幸枝	〇二〇一〇二五	山 下 薫
〇二〇一一四四	八木橋 弘	〇二〇一〇三三	対馬 紘治
〇二〇一一五八	藤田 幸	〇二〇一〇三六	竹花 義秀
〇二〇一一六六	今田 雅仁	〇二〇一〇三九	白取 恭子
〇二〇一一八九	小野 雅	〇二〇一〇四五	對馬 裕
〇二〇一二九四	瀧澤 智歩	〇二〇一〇七〇	古澤 紗苗
〇二〇二〇〇一	船橋 春亮	〇二〇一〇七二	豊田 泰弘
		〇二〇一〇七六	工藤 祥子
		〇二〇一〇八四	中林 裕行

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭